

# 平成26年度 事業計画

## I. 基本事業

基本政策の「地域との共生」並びに「組織の見直しと情報公開」をさらに推進し、「診療所経営の安定化」をより強く目指す事業計画を立案する。

「地域との共生」の推進に関する事業は昨年制定された「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」にある各施策の実現を目指したものとし、これを広く県民に周知し、事業の内容を理解願えるよう、対外広報の充実に努める。

「組織の見直し」については特別委員会の答申、あるいはその進捗状況を鑑み、昨年度と同様に本会の将来を見据えた長期的な展望を図るための準備を行う年度と位置付け、将来の本会事業と組織の在り方の総体的な見直しを検討することを主眼に立案する。

「診療所経営の安定化」については経営コンサルト的な面からも経営安定化に貢献できるように積極的に事業展開ができるように体制を整える。

### 1. 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例と福岡県歯科口腔保健推進計画の推進

県において制定された「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、歯科保健医療推進体制の整備を図り、下記の事業を実施することで、県民の歯科口腔疾患の予防と更なる健康の保持増進を図る。

また、平成25年度に見直しが行われた「福岡県歯科口腔保健推進計画」に示される各施策の具体的な推進を図るため、福岡県地域歯科保健医療事業推進会議にて意見調整と趣旨徹底を図ると共に、市町村に対する郡市区会の対応等を検討する。

#### イ. フッ化物の応用

フッ化物を用いた科学的根拠に基づくむし歯予防対策を構築し、会員に周知徹底することにより、むし歯罹患状況の地域間格差を是正し、県民への総合的な歯科口腔保健の推進を図る。

また、福岡県学校歯科医会との連携を深めるため協議会等を設置し、行政の要請に充分対応できる体制を目指す。

#### ロ. 地域医療連携体制の整備

介護施設や医療施設における口腔機能回復支援のニーズへの対応や、がん患者の合併症の軽減等を目的としたがん診療連携拠点病院との連携、並びに、病院歯科との病診連携のための協議会を開催し他職種との連携の強化を図る。

#### ハ. 対外広報の推進

「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」や本会が実施している「いいな、いい歯。」週間をはじめとした8020啓発事業全般について、県歯ホームページをはじめ種々のメディア等を活用して県民に周知することで、本会が行う事業の目的を啓発する。

#### ニ. 歯科保健大会の実施

条例の制定に基づき、県行政で設定された「歯科口腔保健啓発週間」における啓発活動の一環として、平成26年度以降は本会が県行政との連携のもとで大会を開催するとともに、高齢者よい歯の表彰並びに、親と子のよい歯のコンクールの表彰に伴う表彰式の実施を含み、今後の歯科保健大会の在り方について検討する。

## 2. 歯科学術研修の推進

学術団体として、地域住民へ安全、安心で良質な歯科保健医療を提供するため、学会をはじめ各種の研修会を開催し、会員の知識と技術の向上を図る。

特に、本年は全身疾患と歯科の関係を基礎から研修し、安定した地域歯科医療を供給できる体制を整備することにより地域との共生を図る。

## 3. 社会保険制度への対応

平成26年度の診療報酬改定に対して、新たに歯科保険診療テキストを作成し、各郡市区会に周知徹底を図り、会員の日々の診療に支障が出ないように対応する。

平成27年3月末をもって歯科医療機関におけるレセプト電子請求が原則となり、猶予の対象である医療機関においても、順次レセプト電子請求への移行が必要となることから、当該会員が厚生労働省の示すレセプト電子請求に対応出来るよう、具体的な指導等を行う。

また、個別指導の現状を詳細に分析し、会員が萎縮診療に陥らないよう本会としてあらゆる手立てを検討する。

介護保険請求について地域医療介護保険部との連携のもと、会員への指導を徹底する。

## 4. 医療安全対策の推進

安心安全な歯科医療を地域住民に提供するために、医療安全対策の充実を図る。さらに医療事故に対する危機管理の上から、本年も県内のすべての歯科関係大学との協議会を開催し万全な協力体制の構築を目指す。

## 5. 災害時の歯科保健医療活動及び警察歯科活動

法歯学知識の高揚と研究に努め、公共の利益に役立たせると共に、福岡県警察等の諸活動に対して法歯学的立場から協力する。

大規模事故、事件及び地震災害等における歯科保健医療活動及び身元確認活動等について、平成24年度の災害対策検討臨時委員会答申書を基に、会員のスキルアップを目的とした研修システムの構築を目指す。

## 6. 対内広報の推進

機関誌である歯界時報のさらなる充実を図り、即時性と詳細性を兼ね合わせた、会員へ優しく思いやりのある広報活動を展開する。本年は県歯ホームページの会員ページを刷新し、各種資料をより探しやすく、より見やすいものにする。さらに本年も総務部を中心に各部のトピック的なものについてニュースレターを発刊し会員への種々の情報発信を行う。

## 7. 歯科衛生士の安定的確保対策

地域における安定した歯科保健医療を提供するため、歯科衛生士の養成、管理運営を行うと共に、歯科衛生士の安定的確保のためのリカバリー研修事業を今年度も実施する。なお、開催場所についても広く検討する。

また、福岡県歯科衛生士会と連携のもと、診療所の歯科医療並びに地方自治体及び歯科医師会が実施主体となって行う地域歯科保健医療を確保するため、在宅歯科衛生士活用事業を推進する。

## 8. 収益事業の充実

本会の収益事業として実施している、会員対象の損害保険代理業及び生命保険募集業について、新規加入者等の獲得を目指し、郡市区会への交付及び本会への繰入増を図り、公益事業資金として活用することで会員の負担軽減を図る。

## 9. 福祉共済制度の充実

平成23年度をもって廃止した傷病共済制度に代わる任意加入型の保険である「傷病補償プラン」の継続と、平成25年度から一部改正することとなった慶弔見舞金制度について、保険会社への一部移行も含め、その安定した運営を堅持することで会員の福祉共済の充実を図る。

## 10. 未入会者の入会促進

本会の未入会者対策については、郡市区会の協力のもと徐々にではあるものの、その効果が見えてきているが、更なる入会促進を図るため、現在行っている未入会者に対する入会勧奨結果報告に基づき、郡市区会の未入会者対策担当者と本会総務部担当で十分に協議の上、入会の可能性が高い未入会者に対して集中的に入会勧奨を行うことにより、未入会者の入会促進を積極的に行う。

また、平成22年度からスタートした、「医育機関勤務者」「臨床研修歯科医師」の入会促進及び増加する女性歯科医師の入会促進として、男女共同参画の推進も併せて検討する。

## 11. 公益法人制度改革への対応

平成25年度に設置された事業・財政・規則検討特別委員会の検討方針に基づき、新法人移行後の各種事業の実施体制の充実を図るとともに、事務局組織の在り方を見直すための検討を行う。

## Ⅱ. 地域歯科医療の資の向上により、県民の健康増進及び社会貢献に資する事業

### ○ 総務部所管

#### 1. 歯科医師会ブースの出展

九州デンタルショー（器材展示会）開催時に、福岡県歯科医師会ブースを出展し、歯科医療従事者からの歯科保健活動や歯科医業に関する各種相談を受け、歯科保健活動の必要性や適正な歯科医業の普及啓発を行う。

### ○ 学術部所管

#### 1. 歯科医学・医術振興事業

最新の歯科医学・医術を普及させることにより、安全で安心な歯科医療を県民に提供することを目的として、学会・セミナー等を開催する。

##### (1) 福岡県歯科医学会

近代歯科医学の研鑽と会員に対する啓発を目的として学会を開催する。

##### (2) 臨床研修セミナー

実践的知識と技術の向上を目的としたデモ形式による研修並びに、各部・室との連携を図った研修セミナーを開催する。

##### (3) 郡市区学術担当者会

郡市区歯科医師会の学術担当役員により、学術関係事業に対する意見の交換と研修を行い学術事業の策定に資する。

##### (4) 九州デンタルショー及び研修会

歯科用品商組合と共催でデンタルショーを開催し、本会の事業及び活動を広く理解してもらえよう、各部・室との連携を取りながら、九州デンタルショー会場において、研修会を開催する。

##### (5) 九州歯科医学大会

九州地区連合歯科医師会が主催で、九州各県の歯科医師会が輪番により研修会を毎年開催する。

##### (6) 九州各県学術担当者会

九州各県歯科医師会の学術担当役員と、患者のニーズや最新の歯科医術の動向などを検証し、各歯科医師会で開催する研修会及び九州歯科医学大会に反映できるよう協議を行う。

##### (7) スポーツ歯科に関する歯科学的研究及びスポーツデンティストの育成

スポーツ基本法の施行に伴う、スポーツ歯科医学の普及、啓発を図るための情報収集、研究及びスポーツデンティストの育成を行う。

(8) 学術論文等の内容及び執筆者の検討（年3回掲載）

会員の学術研修に資するため、学術論文2回並びにその他の学術事業関連記事1回を選定し歯界時報に掲載する。

○ 医療管理部所管

1. 法歯学研鑽事業

大規模事故、大規模災害または犯罪による被害者支援を目的とする災害時歯科保健医療及び身元不明遺体の確認に必要となる法歯学知識の研鑽を行う。

また、身元確認作業及び捜査協力など、県行政及び警察や海上保安部の諸活動に対し歯科医学的協力を行う。

(1) 身元確認研修会

会員に対する法歯学知識の啓発及び普及のため、研修会を開催する。

(2) 警察歯科医協議会

警察歯科医会体制の強化を図るため、警察・海上保安部並びに郡市区歯科医師会との意見の交換を行う。

○ 歯科医学・医術振興に関する研修会への助成事業

(1) 各地区歯科医学会の運営費助成

(2) 福岡県内で開催の日本歯科医学会学術専門分科会及び認定分科会等の運営費助成

(3) 日本歯科医学会分科会費

### Ⅲ. 医療管理体制の整備により、安心、安全な歯科医療の提供を図る事業

#### ○ 医療管理部所管

##### 1. 歯科医療管理普及事業

歯科診療所内における医療安全対策、危機管理対策、法的知識等の普及啓発を行い、安全、安心かつ安定した歯科医療の提供を推進する。

###### (1) 医療管理講習会

労務管理・税務・産業廃棄物等に関する講習会を行う。

###### (2) 郡市区医療管理担当者会

郡市区歯科医師会の医療管理担当役員により、労務管理・税務・産業廃棄物など医療管理関係事業に対する意見の交換と研修を行う。

###### (3) 九州各県医療管理担当者会

九州各県歯科医師会の医療管理担当役員により、労務管理・税務・産業廃棄物などに関する意見の交換と研修を行う。

###### (4) 他団体への協力支援

① 郡市区歯科医師会・歯科大学医療管理講習会への講師派遣

###### (5) 手引書の作成

- ① 労務管理手引書
- ② 医事法制手引書
- ③ 医療廃棄物処理手引書
- ④ 医療安全管理指針

#### ○ 医療安全対策部所管

##### 1. 歯科医療安全対策事業

歯科治療における医療事故や医事紛争に関する講習会を開催し、治療上の過誤や患者と医療機関とのトラブルを未然に防ぐための知識の普及啓発を行うと共に、万が一、発生した場合に患者からの相談を受ける体制や補償等の医療安全対策を図る。

###### (1) 医療安全対策講習会

医療事故や医事紛争、医療安全対策に関する講習会を行う。

###### (2) 医療事故処理協力委員会（年3回開催）

医療事故防止及び医事紛争の円満解決のため、事例を基に今後の傾向と対策についての担当者会を開催し、嘱託弁護士より助言を受けることで更なる安全対策に努める。

(3) 九州各県歯科医療安全対策担当者会

九州各県歯科医師会の医療安全対策担当役員により、医療安全対策に関する意見の交換と研修を行う。

(4) 県内大学実務担当者との協議会の実施

福岡県内における歯科関係大学の実務担当者との協議会を開催し、県内における医事紛争及び医療事故の情報提供を行うと共に、各大学との意見交換を行う。

(5) 他団体への協力支援

① 郡市区歯科医師会・歯科大学医療安全対策講習会への講師派遣

(6) 手引書の作成

① 医療事故防止・処理マニュアル

② 医事紛争対応マニュアル

(7) 歯科診療に関する相談窓口の設置、相談・苦情の処理

① 相談窓口の設置

② 相談・苦情の処理（医療事故処理協力委員会）

## IV. 歯科口腔保健の推進により、公衆衛生の普及向上に資する事業

### ○ 本会事業

#### 1. 歯科口腔保健普及啓発事業

県民に対する歯科保健知識及び歯周疾患予防の普及啓発等、生涯を通じた歯科保健対策として厚生労働省と日本歯科医師会が推進する「80歳になっても20本以上、自分の歯を保ちましょう」という働きかけの「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進し、各種事業等を行っており、本県では県民の歯科保健知識の向上を図り、歯と口の健康を守るため各種啓発事業を開催する。

##### (1) 歯と口の健康週間事業の実施

郡市区歯科医師会を実施主体に、歯科保健の普及啓発事業を実施する。

- ① 「歯と口の健康週間」 6月4日(水)～10日(火)

##### (2) 「いいな、いい歯。」週間普及啓発事業の実施

11月8日(いい歯の日)の週を「いいな、いい歯。」週間とし、郡市区歯科医師会の協力のもとに、歯科保健の普及啓発事業を実施する。

- ① 「いいな、いい歯。」週間 11月3日(月・祝)～16日(日)

##### ② 会員診療所啓発事業の実施

会員の診療所において啓発事業を実施する。

##### ③ 郡市区歯科医師会啓発事業の実施

郡市区歯科医師会の特色を踏まえた啓発事業を実施する。

##### (3) 8020生涯を通じた歯科保健推進事業への助成事業

行政の補助により県内24郡市区歯科医師会が行う「いいな、いい歯。」週間事業に対し本会にて実施内容や費用等の取り纏め、助成を行う。

##### (4) 健康づくり推進事業

- ① 四師会による県民を対象としたセミナーを福岡県メディカルセンターにて健康づくり推進事業として実施する。

- ② 県行政の健康増進計画である「いきいき健康ふくおか21」に基づき、毎年地区輪番にて担当郡市区歯科医師会実施のもと開催される健康21世紀福岡県大会に対し支援を行う。

##### (5) 歯科保健大会の開催

8020運動定着化と円滑な推進を図るため、「高齢者よい歯の表彰」、「よい歯の親子表彰」などの事業を実施する。



(6) 公益財団法人 8020 推進財団賛助会費

公益財団法人 8020 推進財団の事業活動は、本会の目的を達成するうえでも非常に重要な手段であるが、本会では全国的かつ全身を対象としたデータ収集はできないことから、会費として支援を行う。

(7) 一般財団法人日本公衆衛生協会負担金

公衆衛生に関する調査研究、公衆衛生の知識の普及啓発等の事業を通じて、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な国民生活の建設に寄与する目的に対して支援し、学会等にて本会の公衆衛生事業を広く周知すると共に他団体の事業等を参考とし、本会での公衆衛生の普及啓発活動に役立てる。

(8) 公衆衛生啓発事業

公衆衛生に関するパネルの作製や貸出並びに公衆衛生に関するビデオの貸出を行い、歯科疾患の効果的な予防と早期治療の重要性を啓発すると共に、ホームページを活用して様々な情報を公開し、県民へ歯科疾患の予防をアピールする。

2. 歯科口腔保健医療推進確保事業

8020 運動推進のための体制づくりとして、母子歯科保健、要介護者、心身障害者（児）等歯科医療を受けることが困難な県民を対象に歯科口腔保健を推進し、生涯健康な歯を保つための歯科保健医療提供体制の整備を図る。

(1) 母子歯科口腔保健推進事業

かかりつけ歯科医院の確立と口腔健康管理を実施するために、県からの補助を受け本会各事業の調整を図り、母子の保健福祉に寄与すると共に、県民を対象とした母子歯科保健体制を確立するための協議を行い、郡市区歯科医師会との協力を図る。

(2) 心身障害者（児）歯科保健医療推進事業

心身障害者（児）の歯科保健医療の確保を通して、口腔衛生の向上を図ることを目的とし、身障者診療施設を設置することにより歯科医療を受けることが困難な県民に対し、医療体制の確保を図り、歯科医師、歯科衛生士による心身障者施設への歯科巡回診療及び要介護者への歯科保健医療事業を推進し、心身障者診療の固定施設を有する直方歯科医師会の協力のもとに安定した歯科医療が提供できるよう事業を委託し、本会にて取り纏めを行う。

(3) 歯科休日急患診療事業

日曜祝日の診療所休診時における急患診療体制を確保し、歯科保健医療の充実を図ることを目的として、県下 24 郡市区歯科医師会の協力のもと、各地区歯科医師会による休日急患診療所を設置し、本会にて診療日や場所、患者数等を取り纏めて事業の実施を行う。

#### (4) 地域歯科保健医療事業推進会議

県の補助事業、委託事業として郡市区歯科医師会が行う各種事業等に関し、郡市区歯科医師会は当年度の報告、県行政は次年度の補助事業、委託事業について説明を行い、本会は、関係医療機関と協議のうえ、必要な対策の検討と企画の調整を行う。

#### (5) 8020推進特別事業

##### がん患者のための歯科医療連携推進事業

地域において、医科・介護等連携の窓口となる組織を設置し、他職種との連携体制を構築、口腔ケアをシステムティックに施行し、がん患者への在宅歯科医療を推進する。

#### (6) 在宅歯科医療連携室整備推進事業

回復期病棟を退院し在宅に戻る患者の口腔内状態の維持及び改善のため、モデル地区を設定し、行政、医師会、衛生士会等との病診連携による、全身状態を含めた口腔機能の評価、口腔機能の維持、口腔ケア、診療、食事指導を行うシステムの構築を図り、事業の委託並びに取り纏めを行う。

#### (7) 歯科医療従事者の人材育成の支援

歯科衛生士、歯科助手の確保のため、各種助成を行う。

##### ① 歯科衛生士会助成事業

福岡県歯科衛生士会の開催する口腔ケアや摂食・嚥下機能の基礎知識並びに歯周疾患など各種研修事業の実施に対する助成を行う。

##### ② 在宅歯科衛生士活用助成事業

臨床から離れている未就職歯科衛生士を対象とした研修会の開催を行い、歯科衛生士の現場復帰を目的とした事業を行っている福岡県歯科衛生士会へ事業の実施に対する助成を行う。

##### ③ 歯科助手講習会助成事業

歯科医院での受付、器具の清掃や準備・手渡し、石膏などを練る作業、患者の介添えなど基本的な歯科知識の習得のため、日本歯科医師会の認定する歯科助手資格認定を目的とした講習会の開催を県内4地区へ委託し、助成金を交付する。

### ○ 総務部所管

#### 1. アンケート調査

時代に即した質の高い地域医療を提供するため、県内の歯科医師を対象にアンケート調査を定期的実施し、集計結果の分析を行い、報告書を広報機関誌及びホームページ掲載による情報提供を行うと共に経年的な歯科界の動向調査を行う。

#### 2. 資料収集、集計、分析

地域歯科医療の資質向上及び歯科保健普及啓発に資するため、各種団体等が発行する資料を蒐集、分析し、歯科医師及び県民へ情報提供を行う。

### 3. 潜在（未就業）歯科衛生士再就職支援

歯科医療従事者の確保のため、潜在（未就業）歯科衛生士の再就職支援を目的に研修会（リカバリー研修会）を行う。

## ○ 地域保健部所管

### 1. 地域歯科保健の展開と実践

県民の歯科保健の推進を図るために制定された、「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」の実践を目指し、歯科保健活動を推進する。

#### (1) フッ化物応用推進事業

##### ① フッ化物応用推進講習会

郡市区歯科医師会と協力して、科学的根拠に基づいたう蝕予防を推進することにより、県民が豊かに健康で生きることを支える一助とするために、フッ化物応用を推進するために、歯科医師対象の講習会を開催する。

##### ② フッ化物応用推進研修用DVDの作成及び応用

フッ化物応用推進に関する講習会を撮影録画し、歯科医師向けのDVDの作成を行うと共に、一般向けのリーフレットを発行し、フッ化物応用推進を図る。

##### ③ フッ化物応用マニュアルの応用

フッ化物応用の推進を図るためフッ化物応用マニュアル及び啓発用の資料等の応用について検討し、会員への周知を図る。

##### ④ フッ化物応用推進に関連する学会等の開催及び参加協力

歯科保健条例の制定に伴い、本県におけるフッ化物応用の推進を図るため、今後学校歯科医会との協議会や九州口腔衛生学会等が実施する歯科口腔保健に関する講演会に参加、協力して、福岡県の現状、他県におけるフッ化物応用の進行状態の把握を進め、効果的な推進の方策を探る。

#### (2) 成人歯科保健講習会

歯科疾患と全身疾患との関わり、特に歯周病と糖尿病の関係に関する講習会を開催する。日本糖尿病協会と日本歯科医師会の進める連携事業の推進を図る。

#### (3) 産業歯科保健事業

郡市区歯科医師会の協力のもと、事業所における歯科健康診断の推進を目指した実施体制の整備を図り、事業所における歯科健康診断の普及啓発を図ることで、成人期における県民の口腔衛生に対する意識の高揚に努める。

#### (4) 障がい者（児）の歯科保健推進（地域医療介護保険部との共同事業）

病院歯科をはじめ、障がい者（児）の歯科保健、医療供給に関する関係各機関・団体等と協議会を開催し、連携強化を図る。福岡県の現状を把握することにより、問題点を抽出し、本会としての対策を検討する。

## 2. 研修会等への協力事業

### (1) 郡市区地域保健研修会への講師派遣

地域における歯科保健事業の現状とこれからの展開及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」などについて、講師を派遣する。

## 3. 郡市区地域保健担当者会

地域保健関係事業に対する意見の交換と研修を行い、地域保健事業の策定に資する。

## 4. 九州各県地域保健担当者会

九州各県の歯科医師会と歯科保健事業の現状とこれからの展開についての情報交換を行い、各県歯科医師会で実施する歯科保健普及啓発事業や地域保健活動事業に反映するための意見交換を行う。

## ○ 地域医療介護保険部所管

### 1. 高齢者、要介護者歯科保健医療推進事業

#### (1) 要介護者等対応歯科保健医療・介護福祉の推進事業

##### ① 口腔ケアパンフレットの作成

介護従事者等を対象とした口腔ケア啓発パンフレットを作成し、要介護者等の口腔機能回復支援の推進を図る。

##### ② 障がい者（児）の歯科保健推進（地域保健部との共同事業）

病院歯科をはじめ、障がい者（児）の歯科保健、医療供給に関する関係各機関・団体等と協議会を開催し、連携強化を図る。福岡県の現状を把握することにより、問題点を抽出し、本会としての対策を検討する。

#### (2) 福岡県口腔機能回復支援研究会事業

##### ① お口のサポート講習会

医師や歯科医師並びに医療・介護従事者等を対象に、口腔ケアに関する知識の向上や要介護者等の口腔機能回復を支援するため等の講習会を実施する。

##### ② 口腔機能回復支援講習会

高齢者・要介護者施設や病院等の会員を含め、摂食・嚥下に関する基礎的な内容に関する講習会を行う。

##### ③ メーリングリストの管理・運営

メーリングリストを活用し、多職種を含めた研究会会員の情報共有と、情報発信を行い、事業の円滑な運営を図り、連携推進の一助とする。

### (3) 地域医療連携体制の推進事業

#### ① がん患者歯科医療連携講習会の実践

がん患者の合併症軽減等を目的とした連携講習会を開催し、福岡県がん対策推進に協力する。

#### ② がん患者歯科医療連携協議会の開催

がん患者の合併症軽減等を目的とした連携協議会を開催し、福岡県内のがん診療連携拠点病院との連携強化を図る。

#### ③ 医療連携推進実務者協議会

介護施設及び医療施設等からの口腔機能回復支援のニーズに対応できる体制の整備と医療、福祉、介護の関係者との連携を図るため、関連する他団体と実務レベルでの協議を実施する。

#### ④ 病院歯科との病診連携推進実務者協議会

福岡県内の病院歯科との病診連携を図るため、実務レベルでの協議会を開催し、連携強化を図る。

## 2. 研修会等への協力事業

### (1) 郡市区地域医療・介護保険研修会への講師派遣

地域における歯科保健事業の現状とこれからの展開及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」などについて、講師を派遣する。

### (2) 訪問歯科診療に関する講習会の開催

会員の訪問歯科診療推進のため、医療保険部と協力してベーシックな内容の講習会を開催する。また、災害時における地域歯科保健の対応講習会を併せて開催する。

## 3. 郡市区地域医療介護保険担当者会

要介護者等対応歯科保健医療に対する意見の交換及び介護保険情報の伝達等を行い、歯科疾患に対する予防指導並びに要介護者等に対する口腔状態の改善に関し、対策の検討と企画の調整の協議を行う。

## 4. 九州各県地域保健担当者会

九州各県の歯科医師会と歯科保健事業の現状とこれからの展開についての情報交換を行い、各県歯科医師会で実施する8020達成に向けた普及啓発事業や地域保健活動事業に反映するための意見交換を行う。

## ○ 広報部所管

### 1. 本会活動報告事業

本会の活動を内外に周知する機関誌「歯界時報」を毎月発行し、最新の歯科医療技術、公衆衛生、医療安全対策等の各種情報を提供すると共に、会務運営状況を周知し、歯科医師相互の融和と連帯意識の高揚を図る。

(1) ホームページの管理・運営

ホームページを活用し、県民の歯科保健知識の普及啓発及び会員への各種情報の提供を図る。

(2) 各部室広報担当者会の開催

各部・室等の広報担当者と意見の交換を行い歯界時報及びホームページを活用した会員への周知徹底を図る。

(3) 郡市区広報担当者会の開催

広報関係事業に対する意見の交換と研修を行い広報活動事業の策定に資する。

(4) 九州各県広報担当者会への出席

九州各県歯科医師会の広報担当者と、広報誌や県民に対する歯科保健普及のための広報活動事業についてなどの情報交換を行い、本会のホームページを含めた広報活動に役立てる。

○ 調査研究室所管

1. 会長及び理事会からの調査委託業務を行い、集計結果に対する分析を行う。

## V. その他の事業

### ○ 本会事業

#### 1. 会員表彰式

表彰規則に基づく被表彰者への表彰式を年1回行う。

#### 2. 慶弔見舞事業

会員に対する敬老祝金、弔慰金、火災・災害見舞金等の給付を行う。

#### 3. 収益事業

会員の福祉の増進と医業経営の合理化、本会事業財源の補助的な確保並びに郡市区歯科医師会における事務の合理化に寄与するため実施する。

#### 4. 各種負担金事業

医師会や県行政事業等へ各種公益団体への会費等を負担し事業の実施を補助する。

#### 5. 歯科衛生専門学校事業

(1) 教科課程（時間割の編成）、講師の任免、外来講師との連絡調整、介護職員初任者研修資格取得の授業を行う。

(2) 入学考査、進級及び卒業

① 入学希望者に対し試験を行い、入学考査を行う。

② 学科については、每期（前期・後期）の終りに試験を行い、学生の学習状況を調べ判断する。

③ 出席状況や試験等を勘案し、進級や卒業の判定を行う。

(3) 学生の指導教育及び賞罰

① 欠席、遅刻及び欠課が頻繁にある者、また服装、髪型等について清潔で学生らしさを損なう者に対して指導教育する。

② 学業品行共に優秀で、他の模範となる学生は、褒賞及び授業料を免除する。また学生の本分にもとり、または学則に違反した行為のあった場合は、これを懲戒する。

③ 介護職員初任者研修資格の認定書を交付する。

(4) 教材の整備

備品、実習材料等の購入の他、図書の購入を行い、教材の整備を図る。

(5) その他学生の教育に関する重要なこと

校外活動について、計画の策定、引率、監督、助言、指導を行う。

臨地実習、巡回臨床実習、介護職員初任者研修臨地実習、学年合同研修会、学年合同体育大会、接遇研修、2年生研修旅行

6. 歯科衛生士養成機関助成事業

3年間の修業により歯科医療人としての素養を高める教育を行い、歯科衛生士の国家試験に合格させ、卒業生を県下の歯科医院に就職させる歯科衛生士養成機関に対し、助成を行う。

○ 総務部所管

1. 新入会員研修会

新入会の歯科医師を対象に、医療安全対策、産業廃棄物処理及び保険診療に関する研修会を実施する。

2. 入会促進対策

未入会の歯科医師を対象に、入会説明会を実施し、入会勧奨を行う。

3. 推薦講師との協議会

博多メディカル専門学校への講師として各歯科診療所の歯科医師を講師として推薦しており、その講師との今後の研修方針等について協議を行う。

4. 九州各県厚生担当者会

九州各県歯科医師会の厚生担当者と厚生事業に関する情報交換を行う。

5. 全国歯科衛生士教育協議会九州地区会への出席

全国歯科衛生士教育協議会に加盟する九州地区の歯科衛生士養成校が参加し、教育の向上と学校の円滑なる運営を図るため、各校間の情報交換を行う。

6. ニュースレターの発行

各部における重要事項や急を要する内容について、情報提供として会員へ直接送付する。

○ 学術部所管

1. 生涯研修セミナー

全国において同水準の歯科医術を提供できるように、日本歯科医師会と共催でセミナーを実施する。

九州地区においては、毎年各県歯科医師会で輪番により実施しており、本年度はDVD研修を実施する。



## ○ 医療管理部所管

### 1. 福岡県警察への協力

防犯（生活安全）活動・暴力団追放運動・飲酒運転撲滅に関する協力をを行う。

### 2. 国税局管内税務指導者協議会

適正な医院経営に基づく安定した歯科医療の提供を行うため、福岡国税局の指導を受けると共に、国税局管内の佐賀県、長崎県歯科医師会との意見交換を行うため協議会を実施する。

福岡県、佐賀県、長崎県の歯科医師会において、輪番により毎年開催する。

### 3. 往診時駐車禁止除外申請講習会

福岡県警察と連携して、往診車両の駐車禁止除外申請に伴う交通安全講習会を行う。

## ○ 医療安全対策部所管

### 1. ヒヤリ・ハットに関する調査研究

歯科診療所におけるヒヤリ・ハット事例の調査を行い、医療事故防止のための研究を行う。

## ○ 医療保険部所管

### 1. 歯科医療保険普及事業

県民が常に安心して適正な保険診療を受けられる環境づくりのため、医療保険制度の解釈等の情報提供及び指導を行い、診療の適正と向上を図る。

#### (1) 本会主催の研修会等

① 郡市区医療保険担当者会（年3回開催）

② 医事行政・関係団体等との連絡協議会

1) 各種審査委員との連絡協議会

2) 関係団体との連絡協議会

3) 支払基金・国保連合会の審査の適正化

③ 郡市区社保講習会への講師派遣

④ 郡市区歯科医師会の医療費請求事務に対する助成(福岡県委託事業)

#### (2) 他団体への協力

① 個別指導・監査等への立ち会い

② 福岡県社会保険協会への協力

#### (3) 保険診療情報の適切なる会員への伝達

① 歯科保険診療テキストの発行

診療報酬改定に伴う「歯科保険診療テキスト」を作成し、会員の保険診療の適正化と向上を図る。

② 疑義解釈等の蒐集と会員への迅速な伝達

- 1) 疑義解釈の検討と資料の蒐集を行い、会員へ伝達を要する事項は保険ニュース（年2回）に掲載発行すると共に、早急な伝達方法として、会員用ホームページの積極的な利用を図る。
- 2) レセプト審査上の問題点を掌握し、基金・連合会の審査上差異の解消を図る。

③ 保険診療に関する諸情報の伝達

- 1) 保険診療に対する解釈等の伝達を要する事項をまとめ、医療保険だより（年12回）の発行を行う。
- 2) 会員説明用の電子媒体を作成し郡市区歯科医師会担当者に配布、会員への周知徹底を図る。
- 3) 主な会議の内容及び伝達を要する事項をまとめ、歯界時報及びホームページに掲載し会員への周知徹底を図る。

(4) 保険診療に関する相談・苦情の処理

- ① 相談・苦情の処理（各部・室との連携）

(5) 歯科診療報酬改定説明会

歯科診療報酬改定時に九州厚生局の共催依頼に基づき、適切かつスムーズな保険改定を実施することを目的に、診療報酬改定説明会を開催する。

(6) 九州各県社保担当者会

九州各県歯科医師会の医療保険担当役員により、医療保険制度の解釈等に関する意見の交換と研修を行っている。

(7) 社会保険指導者研修会への出席

厚生労働省及び日本歯科医師会共催の社会保険指導者研修会に出席して得た内容について、歯界時報または郡市区社保講習会等を通じて周知を行う。

○ 広報部所管

1. 情報伝達システムの構築

会員への情報伝達システムの構築を推進する。